

平成十二年建設省告示第千四百四十六号(建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(傍線部分は改正部分))

改正案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一略	第一略
第二略	第二略
第三略	第三略

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

第一略	第一略
第二略	第二略
第三略	第三略

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

現行

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一略	第一略
第二略	第二略
第三略	第三略

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

第一略	第一略
第二略	第二略
第三略	第三略

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格)

別表第二(品質基準及びその測定方法等)	別表第二(品質基準及びその測定方法等)
管 一 一九九一又は JIS G 五二〇一(溶接構造用遠心力鋳鋼管) 一 一九九一	

建築材料の区分	品質基準	測定方法等	建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第一号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・ニパーセント耐力(ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。 ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。	一 次に掲げる方法又はこれによる場合と降伏点又は〇・ニパーセント耐力(ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。 イ 引張試験片は、JIS G 〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件) 一 一九九一に従い、JIS Z 二二〇一(金属材料引張試験片) 一 一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。 ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z 二二四一(金属材料引張試験方法) 一 一九九八によること。	第一第一号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・ニパーセント耐力(ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセント耐力)の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。 ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。	一 次に掲げる方法によること。 イ 引張試験片は、JIS G 〇四〇四(鋼材の一般受渡し条件) 一 一九九一に従い、JIS Z 二二〇一(金属材料引張試験片) 一 一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。 ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z 二二四一(金属材料引張試験方法) 一 一九九八によること。

<p>イ 炭素鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・二パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上</p> <p>ロ ステンレス鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上</p>	<p>二 次に掲げる方法又はこれによる場合と化学成分の含有量の分析方法及び分析結果が同程度と認められる方法によること。</p>
--	---

<p>イ 炭素鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・二パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上</p> <p>ロ ステンレス鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又は〇・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上</p>	<p>二 次に掲げる方法によること。</p>
--	------------------------

<p>下の範囲で、C、Si、Mn、P、Sの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S、Crの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調整）—一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G〇三二一（鋼材の製品分析方法及びその許容変動値）—一九六六</p> <p>(2) JIS G二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）—一九九五</p> <p>(3) JIS G二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）—一九九七</p> <p>(4) JIS G二二三（鉄及び鋼中のマンガ定量方法）—一九八一</p> <p>(5) JIS G二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）—一九九八</p> <p>(6) JIS G二二五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）—一九九四</p> <p>(7) JIS G二二六（鉄及び鋼—ニッケル定量方法）—一九九七</p> <p>(8) JIS G二二七（鉄及び鋼中のクロム定量方法）—一九九二</p>
---	--

<p>下の範囲で、C、Si、Mn、P、Sの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S、Crの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調整）—一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G〇三二一（鋼材の製品分析方法及びその許容変動値）—一九六六</p> <p>(2) JIS G二二一（鉄及び鋼—炭素定量方法）—一九九五</p> <p>(3) JIS G二二二（鉄及び鋼—けい素定量方法）—一九九七</p> <p>(4) JIS G二二三（鉄及び鋼中のマンガ定量方法）—一九八一</p> <p>(5) JIS G二二四（鉄及び鋼—りん定量方法）—一九九八</p> <p>(6) JIS G二二五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）—一九九四</p> <p>(7) JIS G二二六（鉄及び鋼—ニッケル定量方法）—一九九七</p> <p>(8) JIS G二二七（鉄及び鋼中のクロム定量方法）—一九九二</p> <p>(9) JIS G二二八（鉄及び鋼—</p>
---	--

(9)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼 モリブデン定量方法) 一一九九四
(10)	JIS G 二二九 (鉄及び鋼 銅定量方法) 一一九九七
(11)	JIS G 二二二 (鉄及び鋼 バナジウム定量方法) 一一九九八
(12)	JIS G 二二三 (鉄及び鋼 チタン定量方法) 一一九九七
(13)	JIS G 二二四 (鉄及び鋼中 のアルミニウム定量方法) 一一九八
(14)	JIS G 二二七 (鉄及び鋼 ほう素定量方法) 一一九九九
(15)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼 窒素定量方法) 一一九九七
(16)	JIS G 二二三 (鋼中のジル コニウム定量方法) 一一九八〇
(17)	JIS G 二三七 (鉄及び鋼 ニオブ定量方法) 一一九九七
(18)	JIS G 二五三 (鉄及び鋼 スパーク放電発光分光分析方法) 一 一九九五
(19)	JIS G 二五六 (鉄及び鋼 蛍光X線分析方法) 一一九九七
(20)	JIS G 二五七 (鉄及び鋼 原子吸光分析方法) 一一九九四

(9)	モリブデン定量方法) 一一九九四
(10)	JIS G 二二九 (鉄及び鋼 銅定量方法) 一一九九七
(11)	JIS G 二二二 (鉄及び鋼 バナジウム定量方法) 一一九九八
(12)	JIS G 二二三 (鉄及び鋼 チタン定量方法) 一一九九七
(13)	JIS G 二二四 (鉄及び鋼中 のアルミニウム定量方法) 一一九八
(14)	JIS G 二二七 (鉄及び鋼 ほう素定量方法) 一一九九九
(15)	JIS G 二二八 (鉄及び鋼 窒素定量方法) 一一九九七
(16)	JIS G 二二三 (鋼中のジル コニウム定量方法) 一一九八〇
(17)	JIS G 二三七 (鉄及び鋼 ニオブ定量方法) 一一九九七
(18)	JIS G 二五三 (鉄及び鋼 スパーク放電発光分光分析方法) 一 一九九五
(19)	JIS G 二五六 (鉄及び鋼 蛍光X線分析方法) 一一九九七
(20)	JIS G 二五七 (鉄及び鋼 原子吸光分析方法) 一一九九四
(21)	JIS G 二五八 (鉄及び鋼

(21)	JIS G 二五八 (鉄及び鋼 誘導結合プラズマ発光分光分析方法) 一一九九九
------	--

三 溶接を行う炭素鋼については、炭素当量(C_{eq})又は溶接割れ感受性組成(R_{eq})及びシャルピ―吸収エネルギーの基準値が定められていること。

三 次に掲げる方法又はこれによる場合と炭素当量(C_{eq})又は溶接割れ感受性組成(R_{eq})及びシャルピ―吸収エネルギーの測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。

イ 炭素当量(C_{eq})又は溶接割れ感受性組成(R_{eq})は、成分分析結果に基づき、次の式により算定すること。

$$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14}$$

この式において、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。

C_{eq} 炭素当量 (単位 パーセント)

C 炭素分析値 (単位 パーセント)

Mn マンガン分析値 (単位 パーセント)

Si けい素分析値 (単位 パーセント)

Ni ニッケル分析値 (単位 パーセント)

Cr クロム分析値 (単位 パーセント)

(21)	誘導結合プラズマ発光分光分析方法) 一一九九九
------	-----------------------------

三 溶接を行う炭素鋼については、炭素当量(C_{eq})又は溶接割れ感受性組成(R_{eq})及びシャルピ―吸収エネルギーの基準値が定められていること。

三 次に掲げる方法によること。

イ 炭素当量(C_{eq})又は溶接割れ感受性組成(R_{eq})は、成分分析結果に基づき、次の式により算定すること。

$$C_{eq} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14}$$

この式において、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。

C_{eq} 炭素当量 (単位 パーセント)

C 炭素分析値 (単位 パーセント)

Mn マンガン分析値 (単位 パーセント)

Si けい素分析値 (単位 パーセント)

Ni ニッケル分析値 (単位 パーセント)

Cr クロム分析値 (単位 パーセント)

Mo モリブデン分析値 (単位 パーセント)

Mo	モリブデン分析値(単位パーセント)
V	バナジウム分析値(単位パーセント)
$P_s = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + S$ この式において、 P_s 、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。	
R _H	溶接割れ感受性組成(単位パーセント)
C	炭素分析値(単位パーセント)
Mn	マンガン分析値(単位パーセント)
Si	けい素分析値(単位パーセント)
Q_u	銅分析値(単位パーセント)
Ni	ニッケル分析値(単位パーセント)
Cr	クロム分析値(単位パーセント)
Mo	モリブデン分析値(単位パーセント)
V	バナジウム分析値(単位パーセント)
B	ほう素分析値(単位パーセント)

V	バナジウム分析値(単位パーセント)
$P_s = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Cu}{20} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + S$ この式において、 P_s 、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。	
R _H	溶接割れ感受性組成(単位パーセント)
C	炭素分析値(単位パーセント)
Mn	マンガン分析値(単位パーセント)
Si	けい素分析値(単位パーセント)
Q_u	銅分析値(単位パーセント)
Ni	ニッケル分析値(単位パーセント)
Cr	クロム分析値(単位パーセント)
Mo	モリブデン分析値(単位パーセント)
V	バナジウム分析値(単位パーセント)
B	ほう素分析値(単位パーセント)

四	鋼材(の製品)の形状・寸法及び単位質量の基準値が定められていること。
五	構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。

四	鋼材(の製品)の形状・寸法及び単位質量の基準値が定められていること。
五	構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が無いこと。

こと。	六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。	七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリーブ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等の基準値が定められていること。
割れ、錆及び付着物の確認方法及び確認結果が同程度と認められる方法によること。	六 めっき厚の測定は、JIS G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—一九九八の十六、一めっき付着量試験又はこれによる場合と表面仕上げの組成及び付着量の測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。	七 次に掲げる方法又はこれによる場合と鋼材のクリーブ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等の測定方法及び測定結果が同程度と認められる方法によること。 イ クリーブ特性の測定は、JIS Z 二二七二—（金属材料のクリーブ及びクリーブ破断試験方法）—一九九九年によること。 ロ 疲労特性の測定は、JIS Z 二二七三—（金属材料の疲れ試験方法通則）—一九七八によること。 ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z 二二七二—（塩水噴霧試験方法）—二〇〇〇によること。 ニ 高温特性の測定は、JIS G 〇〇〇によること。

こと。	六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。	七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリーブ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性などの基準値が定められていること。
こと。	六 めっき厚の測定は、JIS G 三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）—一九九八の十六、一めっき付着量試験によること。	七 次に掲げる方法によること。 イ クリーブ特性の測定は、JIS Z 二二七二—（金属材料のクリーブ及びクリーブ破断試験方法）—一九九九年によること。 ロ 疲労特性の測定は、JIS Z 二二七三—（金属材料の疲れ試験方法通則）—一九七八によること。 ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z 二二七二—（塩水噴霧試験方法）—二〇〇〇によること。 ニ 高温特性の測定は、JIS G 〇〇〇によること。 五 六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高

別表第三略		五 六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法）—一九九八によること。 ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
-------	--	---

別表第三略		温引張試験方法）—一九九八によること。 ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
-------	--	--